

## かんぼ生命保険団体取扱い希望届

### かんぼ生命保険の団体取扱いを新たに開始します。

一般財団法人北九州市教職員互助会では、新たにかんぼ生命保険の団体取扱いを開始します。かんぼ生命保険の団体取扱いを希望する方は、団体取扱いへ変更する書類を送付しますので、本書に氏名等を記入のうえ、互助会まで庁内メールまたはファックスで送付してください。

#### 1 団体取扱いの利点

**保険料が割安になります。**

〔口座振替や集金、窓口払込に比べて  
保険料が割安になります。〕

[例] 毎月の保険料が 20,400 円の場合

個人扱いで集金または窓口払込の場合	20,400 円
個人扱いで口座振替の場合	20,000 円
<b>団体取扱いの場合</b>	<b>19,800 円</b>

※個人扱いの年間一括払込の場合より団体取扱いの場合が割安になります。

#### 2 団体取扱いができる保険

- ① 保険の契約者が互助会の会員本人であること。
- ② 平成 19 年 10 月 1 日以降に契約した学資保険、養老保険、終身保険等。  
(年金保険、財形保険は団体取扱いができません)。

保険種類が分からない方…保険証券記号番号(11 ケタ)の 3、4 ケタ目が「50」または「51」は団体取扱いができます。

※平成 19 年 9 月までの契約(簡易保険)もこれまで通り団体取扱い可能です。団体取扱いにされているか不明な場合は、互助会まで問い合わせください。

#### 3 保険料の前納

団体取扱い開始前に、下記のいずれかの方法で保険料を前納する必要があります。

- ① 互助会に「保険料前納手続委任状」を提出し、保険料の口座振替(2 か月分振替)手続を互助会へ委任する。
- ② 郵便局窓口または郵便局渉外社員に申し出て保険料口座振替(2 か月分)手続を行う。
- ③ 郵便局窓口にて現金で保険料を前納する。

[保険料前納の例(保険料が月 20,000 円で 4 月上旬に団体取扱いの手続を行う場合の例)]

	4 月	5 月	6 月	7 月
保険料支払額	20,000 円 (通常通り振替)	40,000 円 (2 か月分振替)	0 円 (振替なし)	19,800 円 (団体扱い開始)

かんぼ生命保険の団体取扱いを希望しますので、手続きに必要な書類を送付してください。

所属名	氏名	職員番号

希望する保険料前納の方法を下記の中から一つ選んで( )内に○を付けてください。

- ( ) ① 口座振替(2 か月分振替)手続を互助会へ委任する。  
 ( ) ② 最寄りの郵便局または郵便局社員にて口座振替(2 か月分振替)手続を行う。  
 ( ) ③ 最寄りの郵便局にて現金で保険料を前納する。

\* ①と②は現在、口座振替により保険料を支払っている方に限ります。

一般財団法人北九州市教職員互助会

〒802-0075 北九州市小倉北区昭和町 16-1 (中島小学校内)

電話 (093)941-5897

FAX **0120-888-151**